

文化庁長官表彰（国際芸術部門）実施細則

平成19年10月3日
文化庁芸術文化課長決定
平成26年7月1日一部改正

（趣 旨）

第1条 芸術各分野において国際的に活躍し、特に顕著な成果をあげた者を表彰することにより、我が国文化の向上、発展、国際文化交流の促進に資する。

（対 象）

第2条 文化庁長官は、次の各号に掲げる者を表彰する。

- （1）芸術各分野において国際的に評価の高い賞を受賞し、又は国際的なコンクール等において輝かしい成績を収めた者
- （2）前号に準ずる者で、文化庁長官が特に必要と認めたもの

（表 彰）

第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。表彰に当たっては、副賞を添えることができる。

2 表彰は随時行うものとする。

（意見聴取）

第4条 第2条に掲げる者の表彰に当たっては、必要に応じ、学識経験者等の意見を聞くものとする。

（その他）

第5条 この実施細則に関する必要な事項は、別に定める。